

理事者室から 副会長に就任して

副会長 若松 巖 (36期)

主な担当業務

総会、常議員会、資格審査会、綱紀、懲戒、紛議調停、公設事務所、公益通報、犯罪被害者、職員の労務問題



1 2010年4月1日から東京弁護士会の副会長に就任しました。これまでの事件処理中心の弁護士生活とまったく異なる生活が始まっております。平日の朝9時から夕方6時過ぎまでは毎日弁護士会の会務運営に追われている日々です。

2 さて、私は、筆頭副会長の立場で当会の総会、常議員会の運営のほか、資格審査会、綱紀委員会、懲戒委員会、紛議調停委員会、公設事務所運営特別委員会、公益通報者保護特別委員会、犯罪被害者支援委員会などの各種委員会の運営と職員の労務問題などを担当していますが、このほか日弁連理事を兼務しております。

3 本年度の当会の運営面の課題は、一般会計の財政の健全化と公設事務所の安定的な運営です。

現在、私は、当会の会収入を増額するために破産管財人の報酬の一部を負担金として納付する制度の見直しを検討しております。ご案内のとおり、当会は2000年5月31日の当会総会において破産法をはじめとする各種管財人などに就任した会員は報酬の5%を当会に納付することとする旨の決議をしておりますが、当会への納付率はまだ十分ではありません。これはこの納付義務が強制力の裏付けのない義務であるためだと推測します。ちなみに大阪弁護士会では2009年度は破産管財人の報酬の納付金額の合計は約3億3000万円だったそうです。これに対し東京弁護士会では約1億3000万円でした。会の財政の健全化の面だけではなく会員相互間の平等感の維持のためにもこの現状を

打開する必要を感じております。まだ準備段階であり、会員からの反対も予想されますが、この紙面をお借りして会員の皆様のご理解とご協力をお願いする次第です。

4 また当会は東京都内に開設されている4箇所の公設事務所を支援しております。公設事務所の会員の方々は皆毎日尽力しておられ、頭の下がる思いです。しかしながら、クレサラ事件の減少とともに公設事務所を担当するクレサラ事件が減少しており、公設事務所の経営を逼迫している現状があります。このような現状に対し、公設事務所の法律相談受案件数を増加させるために各地方自治体を訪問して公設事務所をアピールするなど積極的な活動をしている公設事務所もあります。本年度役員は公設事務所の社会的意義を十分に認識し、公設事務所を支援する所存ですが、他方では会員の皆様の会費で公設事務所を支援している事実を鑑み、公設事務所の運営については会員の総意を反映した運営にしたいと思っています。

5 当会の会員は2010年6月1日現在、6182名で、当会はわが国最大の弁護士会になっています。この弁護士会を支える職員は正職員69名、パート、派遣職員、嘱託職員を含めると134名です。皆さん優秀で真面目です。ただ、職員のなかには体調を崩し、長期休養を続けている職員もいます。本年度労務担当の役員として、職員の健康を第一に考えて職員にとって明るい職場、会員の皆様にとって役に立つ弁護士会を運営したいと思っております。一年間ご支援を賜りたく宜しくお願い申し上げます。